

## 改造自動車審査要領等の改正概要

### 背景

自動車について改造を行うことにより、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年 7 月 28 日運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合しなくなるおそれのある改造自動車については、改造自動車の施工者などから検査に先立ち当該改造内容について届出を得ることにより改造自動車の保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、検査業務の円滑化を図っているところですが、近年の自動車の技術の進歩などに伴いその内容が多様化しており、その取り扱いについても、見直しが必要となっています。

### 改正概要

#### 1. 審査事務規程（本則）

指定自動車等であって、貨物自動車、乗合自動車等自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度及び軸重の許容限度が設定されている自動車にあつては、当該許容限度を超えてはならないことを明記します。ただし、指定自動車等の自動車製作者が別途認めた自動車及び既に改造自動車審査結果通知書の交付を受けた自動車であつて、構造、装置に変更のないものは除きます。

指定自動車等であつて、貨物自動車、乗合自動車等自動車製作者の定めた車両総重量の許容限度及び軸重の許容限度が設定されている自動車については、認証時の車両状態と検査時の車両状態が異なる場合は、検査の申請者から、変更された箇所の情報提供を受けることとします。また、検査に先だつて、検査票 2 の許容荷重は適切に記載していただきます。

改造自動車の審査にあつては、改造審査結果通知書（以下「通知書」）の改ざん及び不正使用を防止する観点から、受検者に対して、通知書本通の提示を求めることとします。また、届出者に対する指示事項として、通知書の指示事項欄に指示した内容と相違する場合又は指示した書面の提出もしくは提示がない場合は、受検者に対して審査できない旨を通告することとします。

電気自動車に係る電気装置の感電防止の審査にあつて、高電圧の活電部と保護バリア等における保護等級 IPXXB（人体の指型モデル）又は IPXXD（直径 1mm の針モデル）の構造を有するかどうかについては、図面等により保護バリア等から高電圧の活電部に至るすき間が保護等級 IPXXB 又は IPXXD の測定治具の寸法より小さいと確認されれば適合とします。

#### 2. 改造自動車審査要領（別添 1）

改造自動車の範囲において、車枠及び車体を改造する場合にあつては、改造前の指定自動車等（認証時の状態）のフレームの 1 / 2 以上が残されたものでなければならないことを規定します。

改造自動車の届出の必要な範囲に、電気装置を追加します。

当該装置に係る改造内容は、駆動用蓄電池の取り付け位置、種類、総容量の変更及び充電方式の変更を行うものを対象とします。

その他の装置の変更については、次のとおりです。

車枠及び車体：モノコック構造の車体に係る改造のうち、乗合自動車等の主要骨格構造について明確化を図りました。

走行装置：アクスルの変更を行うものの例として、二輪車 三輪車 を追記します。

燃料装置：従来、ガソリン自動車等から電気自動車に変更する場合は、燃料装置に係る改造として取り扱っておりましたが、今回の改正により改造自動車の届出の必要な範囲に電気装置が追加されることから、当該変更については、電気装置に係る改造として取り扱います。

改造自動車の届出は、1台毎とします。

ただし、同一改造内容の自動車にあっては、一定要件を満たす場合に複数台数の届出を可能とします。この場合、現車審査の際に持ち込みされた車両と届出した車両が同一であることが確実に確認できることが必要です。このため、車台番号、型式内の類別又は車両の仕様を限定して届出することとなります。なお、現車が型式内の類別又は車両の仕様を限定した車両か否かについて確認できる資料の提出が必要です。

複数台数の届出にあたっては、届出者が通知書の写しに、管理する番号及び通知書本通と相違ないことを証明する旨の記載を行った上で印鑑を押印したものは、通知書の本通として取り扱うこととします。ただし、車台番号を限定した届出であって、審査の際は必ず本通を提示するものは、通知書の写しの管理は不要とします。

届出者は、改造自動車の使用者に対して点検整備の情報提供を行うこと並びにリコールの責務があることを規定します。

届出された資料等により、改造自動車が改造部分及び改造により影響を及ぼす部分について、保安基準への適合性（技術基準を含む。）の審査を行うことについて明確化を図ります。なお、改造に係る審査における添付資料として、次の資料を追加します。

技術基準の適合性を証する書面

保安基準適合検討書（改造自動車の改造部分及び改造により影響を及ぼす部分）

電気装置の要目表（電気装置の改造に限る。）

リコール届出により、改造自動車の届出の必要な範囲が包含されている場合は、本要領の届出を行わなくてよいこととします。

届出書（第1号様式）、改造概要等説明書（第2号様式）は、一部様式の変更を行います。また、複数台数届出願出書（第3号様式）などの新たな様式を追加します。

### 3. スケジュール

公布：平成23年3月下旬 予定

施行：平成23年7月 予定